

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 58,756 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 937,984 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	210,306	146,663	0	786	4,879	57,978
老人福祉費	93,105	19,100	19,100	6,923	0	47,982
児童措置費	72,558	61,171	0	0	0	11,387
母子父子福祉費	6,276	2,321	0	0	0	3,955
小計	382,245	229,255	19,100	7,709	4,879	121,302
社会保険						
国民健康保険対策費	135,928	39,917	0	0	43,316	52,695
介護保険対策費	157,401	3,307	0	0	839	153,255
後期高齢者医療費	220,182	39,120	0	543	0	180,519
小計	513,511	82,344	0	543	44,155	386,469
保健衛生						
予防費	24,859	98	0	982	0	23,779
母子衛生費	3,075	322	0	0	0	2,753
子ども医療費	13,546	2,191	0	0	9,722	1,633
健康づくり事業費	748	379	0	78	0	291
小計	42,228	2,990	0	1,060	9,722	28,456
合計	937,984	314,589	19,100	9,312	58,756	536,227

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、平成27年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は平成27年度当初予算書の「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計繰出金(収支不足分)、介護保険特別会計繰出金(低所得者負担軽減分)、健康づくり事業費(健康マイレージ事業補助金)に充当。